

公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標期間業務実績等評価実施要領

岩手県地方独立行政法人評価委員会

(実施要領の目的)

第1 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定により、岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）に係る中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績の評価の実施に関し、必要な事項を定める。

(評価の基本方針)

第2 委員会が行う中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 見込評価は、法第78条第2項の規定により中期目標に定めるものとされる事項の中期目標の期間の終了時に見込まれる達成状況について、県民に分かりやすく示すよう努める。
- (2) 見込評価は、法第78条第2項の規定により中期目標に定めるものとされる事項の中期目標の期間の終了時に見込まれる達成状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績の全体について、総合的な評定を行う。

第3 委員会が行う中期目標の期間における業務の実績の評価（以下「期間評価」という。）に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 期間評価は、法第78条第2項の規定により中期目標に定めるものとされる事項の達成状況について、県民に分かりやすく示すよう努める。
- (2) 期間評価は、法第78条第2項の規定により中期目標に定めるものとされる事項の達成状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該中期目標の期間の業務の実績の全体について、総合的な評定を行う。
- (3) 期間評価を行うに当たっては、見込評価の結果及びそれに対する法人の改善の取組を踏まえる。

(評価の実施方法)

第4 見込評価の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 基本事項

- ① 法人は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する報告書（以下「見込自己評価報告書」という。）を別紙様式により作成する。
- ② 委員会は、見込自己評価報告書その他法人から提出される資料を参考として見込評価を行う。
- ③ 見込評価は、全体評価と目標別評価の2段階で行う。

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえて、中期目標で定めた岩手県立大学の目指すべき姿にどれだけ近

づく見込みであるかを検証する。

イ 目標別評価

中期目標の各基本目標を達成目標としつつ、より具体的な項目別目標を評価項目として関連づけながら中期目標の期間の終了時に見込まれる達成の度合いを検証する。

(2) 法人による自己評価

① 評価の方法

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえ、目標間の関係性に留意し、全体評価を行う。

イ 目標別評価

評価項目について、中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績、認証評価の結果に対する改善状況等を総合的に勘案し、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を検証するとともに、その達成の度合いを以下のA～Dの基準で評価し、最終的に、基本目標の達成状況を検証し、成果及び課題を洗い出す。

A：目標を達成すると見込まれる。

B：目標を概ね達成すると見込まれる（8割以上～10割未満）。

C：目標を達成すると見込まれる項目はあるものの、全体として未達成と見込まれる（6割以上～8割未満）。

D：目標が未達成と見込まれる（6割未満）。

② 法人による自己評価の留意事項

ア 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況が県民に分かりやすく伝わるよう評価対象を重要度の高さ、目標と手段の関係性等に着目して簡潔かつ明瞭に整理して記載する。

イ 特に積極的に取り組み優れた成果を挙げることができると見込まれる事項については、「特記事項」として記載する。

ウ 中期目標の期間において行った学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関による教育及び研究の状況についての評価（以下「認証評価」という。）の結果に対する改善の取組は、評価項目に該当するものについて、記載する。

エ 中期目標が未達成になると見込まれる項目については、社会環境の変化等の阻害要因を分析するとともに、課題解決のための改善策も検討し、それらの結果を記載する。

オ 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期計画の達成状況については、毎年度の業務の実績に関する報告書の内容を反映させるものとするが、個々の判定結果については参考程度にとどめる。

③ 見込自己評価報告書の作成

ア 法人が作成する見込自己評価報告書は2部構成とし、前半は、全体評価と目標別評価の総括の結果をまとめ、後半は、各評価項目の評価結果を一覧で表示する。

イ 法人は、見込自己評価報告書に併せて中期目標の期間における毎年度の業務の実績に関する報告書、認証評価の結果に対する改善状況その他必要な資料を委員会に提出する。

(3) 委員会による評価

① 評価の方法

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえ、目標間の関係性に留意し、全体評価を行う。

#### イ 目標別評価

委員会は、法人から提出された見込自己評価報告書等に基づき、中期目標の各評価項目の達成状況及び自己評価結果について、法人へのヒアリング等を通じて検証するとともに、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成の度合いを以下のA～Dの基準で評価し、最終的に、基本目標の達成の度合いを評価する。

A：目標を達成すると見込まれる。

B：目標を概ね達成すると見込まれる（8割以上～10割未満）。

C：目標を達成すると見込まれる項目はあるものの、全体として未達成と見込まれる（6割以上～8割未満）。

D：目標が未達成と見込まれる（6割未満）。

#### ② 委員会による評価の留意事項

ア 委員会は、法人から提出された見込自己評価報告書等に基づき、法人の特性や社会環境等を踏まえ、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を総合的に評価する。これらの結果については、中期目標の達成に向けた積極的な取組による優れた成果や改善すべき点も明確にして、法人のみならず県民に分かりやすく示すよう努める。

イ 委員会は、課題等を指摘する場合にあっては、効率的かつ効果的な大学運営や教育研究を促す取組を含めて提案する等法人の継続的な努力を求め、残りの中期目標の期間における中期目標の達成を促すとともに、次期の中期目標の期間における中期目標及び中期計画の検討に資するよう努める。

ウ 委員会は、法人が中期目標の期間において行った認証評価の結果に対する改善の取組を踏まえて評価する。

### 第5 期間評価の実施方法は、次のとおりとする。

#### (1) 基本事項

① 法人は、中期目標の期間における業務の実績に関する報告書（以下「期間自己評価報告書」という。）を別紙様式により作成する。この場合、期間自己評価報告書には、見込評価の結果を基にその後実施した取組等による顕著な変化及び見込評価で課題とされた事項への取組を記載する。

② 委員会は、期間自己評価報告書その他法人から提出される資料を参考として期間評価を行う。

③ 期間評価は、全体評価と目標別評価の2段階で行う。

#### ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえて、中期目標で定めた岩手県立大学の目指すべき姿にどれだけ近づいたかを検証する。

なお、期間評価を行うに当たっては、見込評価で課題とされた事項を中心に取り組んだ内容を評価するとともに、その結果の達成の度合いについて検証する。

#### イ 目標別評価

中期目標の各基本目標を達成目標としつつ、より具体的な項目別目標を評価項目として関連づけながら達成の度合いを検証する。

なお、期間評価を行うに当たっては、評価項目ごとに見込評価の結果を再掲し、見込評価で

課題とされた事項を中心に組み込んだ内容を評価するとともに、その結果の達成の度合いについて検証する。

## (2) 法人による自己評価

### ① 評価の方法

#### ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえ、目標間の関係性に留意し、全体評価を行う。

#### イ 目標別評価

評価項目について、中期目標の期間を通じた業務の実績、認証評価の結果に対する改善状況等を総合的に勘案し、中期目標の達成状況を検証するとともに、その達成の度合いを以下のA～Dの基準で評価し、最終的に、基本目標の達成状況を検証し、成果及び課題を洗い出す。

A：目標を達成した。

B：目標を概ね達成した（8割以上～10割未満）。

C：目標を達成した項目はあるものの、全体として未達成である（6割以上～8割未満）。

D：目標が未達成である（6割未満）。

### ② 法人による自己評価の留意事項

ア 中期目標の達成状況が県民に分かりやすく伝わるよう評価対象を重要度の高さ、目標と手段の関係性等に着目して簡潔かつ明瞭に整理して記載する。

イ 特に積極的に取り組み優れた成果を挙げることができた事項については、「特記事項」として記載する。

ウ 中期目標の期間において行った認証評価の結果に対する改善の取組は、評価項目に該当するものについて、記載する。

エ 中期目標が未達成の項目については、社会環境の変化等の阻害要因を分析するとともに、課題解決のための改善策も検討し、それらの結果を記載する。

オ 中期計画の達成状況については、毎年度の業務の実績に関する報告書の内容を反映させるものとするが、個々の判定結果については参考程度にとどめる。

### ③ 期間自己評価報告書の作成

ア 法人が作成する期間自己評価報告書は2部構成とし、前半は、全体評価と目標別評価の総括の結果をまとめ、後半は、各評価項目の評価結果を一覧で表示する。

イ 法人は、期間自己評価報告書に併せて中期目標の期間における毎年度の業務の実績に関する報告書、認証評価の結果に対する改善状況その他必要な資料を委員会に提出する。

## (3) 委員会による評価

### ① 評価の方法

#### ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえ、目標間の関係性に留意し、全体評価を行う。

#### イ 目標別評価

委員会は、法人から提出された期間自己評価報告書等に基づき、中期目標の各評価項目の達成状況及び自己評価結果について、法人へのヒアリング等を通じて検証するとともに、中期目標の達成の度合いを以下のA～Dの基準で評価し、最終的に、基本目標の達成の度合いを評価する。

A：目標を達成した。

B：目標を概ね達成した（8割以上～10割未満）。

C：目標を達成した項目はあるものの、全体として未達成である（6割以上～8割未満）。

D：目標が未達成である（6割未満）。

② 委員会による評価の留意事項

ア 委員会は、法人から提出された期間自己評価報告書等に基づき、法人の特性や社会環境等を踏まえ、中期目標の達成状況を総合的に評価する。これらの結果については、中期目標の達成に向けた積極的な取組による優れた成果や改善すべき点も明確にして、法人のみならず県民に分かりやすく示すよう努める。

イ 委員会は、課題等を指摘する場合にあっては、効率的かつ効果的な大学運営や教育研究を促す取組を含めて提案する等法人の継続的な努力を求め、次期の中期目標の期間における取組に資するよう努める。

ウ 委員会は、法人が中期目標の期間において行った認証評価の結果に対する改善の取組を踏まえて評価する。

（意見申立ての付与）

第6 委員会は、見込評価及び期間評価の透明性及び正確性を確保するため、それらの結果の確定に先立ち、当該結果を法人に送付し、当該結果に対する意見の申立ての機会を付与する。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（令和3年4月9日委員会決定）

この要領は、令和3年4月9日（委員会決定の日）から施行する。

## 評価様式

### 1 全体評価

### 2 カテゴリー別評価の総括

#### (1) 教育

#### (2) 研究

#### (3) 地域貢献・国際貢献

.....

.....

.....

### 3 カテゴリー別評価

カテゴリー名（「教育」、「研究」等）

大目標		判定	(A~D)
評価内容			

評価項目	評価内容	判定	中期目標
①	(主な成果、課題の記述)	(A~D)	(評価項目に対応する項目を記述)
②			
③			
.....			

〇〇カテゴリーに関する特記事項

(特に積極的に取り組み、優れた成果をあげることができた事項)

--	--